

大田区住宅宿泊事業法に関する条例・ガイドライン 改正のポイント

改正の内容

施行年月日: 令和4年1月1日

- いわゆる「家主不在型」の住宅宿泊事業を営む場合、小・中学校の敷地周囲100メートル以内の区域において、
- ・月曜正午から金曜正午までの期間、事業の実施を制限
 - ・施設まで原則10分以内で駆け付けられる体制確保を規定

概要

1. 事業の実施が制限される区域の追加（条例第2条）

	制限する区域（第1項）	制限する期間（第2項第3号、第4号）
現 行	(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業地域、工業専用地域	全日
	(2) 文教地区、特別業務地区	
	(3) 流通業務地区	
	(4) 大田区平和島地区地区計画、大田区東海三丁目地区地区計画、大田区田園調布地区地区計画、 田園調布多摩川台地区地区計画、大森西七丁目地区地区計画	
新	(5) 小学校及び中学校の敷地の周囲100メートル以内の区域	月曜日正午から金曜日正午まで

ただし(1)～(5)の制限は、法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合(=いわゆる「家主居住型」)においては適用しない
(第2項第5号: 制限除外規定)

2. 駆け付け体制について規定（ガイドライン）

近隣住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、上記(5)の区域(小学校及び中学校敷地の周囲100メートル以内)で事業を行う場合、**施設まで原則10分以内で駆け付けられる体制**を常時確保することを規定

※その他の区域においては施設まで原則30分以内で駆け付けられる体制(従来通り)